

●香川県告示第393号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川用水記念公園条例（平成9年香川県条例第3号）第2条第2項の規定に基づき、平成27年12月15日指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年12月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
香川用水記念公園	公益財団法人かがわ水と緑の財団 高松市東植田町字寺峰1210番地3	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで